

事業所イントラネット通信装置（鳥羽）の保守管理業務（令和8年度延長分） に係る仕様書

上下水道局総務部総務課

（適用範囲）

第1条 京都市上下水道局（以下「甲」という。）と契約者（以下「乙」という。）における事業所イントラネット通信装置（鳥羽）の保守管理に関する仕様は、次条以下のとおりとする。

（業務の目的）

第2条 本件は、甲において稼働している事業所イントラネットに係る通信機器等の安定稼働を維持するため、乙が保守管理および障害対応を行うものである。

（業務期間）

第3条 業務期間は、令和8年6月1日から令和9年5月31日までとする。

（保守対象）

第4条 保守対象は、甲が別途契約する「賃貸借契約」に基づき設置されている通信機器一式（ハードウェア、OS、ファームウェア等）とする。

（保守体制および障害対応）

第5条 乙は、不具合発生の連絡を受けた場合、2時間以内に当該機器等の保守管理に必要な知識及び技術を有する技術者を派遣し、速やかに作業を開始しなければならない。

2 乙は、障害原因の切り分けを行い、当該不具合がハードウェアの故障に起因すると判断した場合は、速やかに賃貸借契約の相手方（以下「賃貸業者」という。）に報告し、部品交換等の手配を求めるものとする。

3 乙は、賃貸業者から提供された代替機や部品の組み込み、設定復旧、動作確認作業を担うものとする。

（脆弱性対応）

第6条 乙は、対象機器においてセキュリティ上の脆弱性が発見された場合、速やかに修正プログラムの適用等の対応を行うものとする。

（データの消去）

第7条 乙は、修理交換発生時等において、甲の指示に従い、全ての機器内部の設定内容および記録装置内のデータを、復元できないように完全に消去し、作業報告書を甲に提出しなければならない。

（支払方法）

第8条 支払方法は毎月払いとし、甲は、乙の請求に基づき30日以内に支払うものとする。

（その他）

第9条 本仕様書に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。